

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第2号

著作権の侵害に係る和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月13日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 市は、喜須来小学校が発行した学校だより「まごころ（令和4年度夏休み号）」及び同学校ホームページに、著作権者である相手方の使用許諾を得ることなく同人が作成したイラスト（以下「相手方イラスト」という。）を使用し、著作権を侵害したことを認める。

[Redacted]

市は、相手方に対し、著作権を侵害したことに対する損害を賠償する。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

市と相手方は、この件に関して、今後何ら債権債務が存在しないことを確認する。

損害賠償の額 80,000円

